

平成20年4月3日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例等の公布等について（通知）

北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）等が別記1及び2のとおり公布され、「北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の運用について」（平成20年3月31日付け人委第699号）の通知が別記3のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

なお、別記1及び2の条例・規則については、平成20年3月31日付けの北海道公報に掲載されております（HPアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index>）。

記

※別記1，2添付省略

- 1 北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）（別記1）
- 2 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則（北海道人事委員会規則21-0）（別記2）
- 3 北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の運用について（平成20年3月31日付け人委第699号）（別記3）

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
北 海 道 教 育 委 員 会 教 育 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

様

北海道人事委員会事務局長

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則の運用について（通知）

北海道職員等の自己啓発等休業に関する規則（北海道人事委員会規則21-0）が平成20年4月1日施行されることに伴い、規則の運用について次のとおり定めたので通知します。

記

第 1 自己啓発等休業の承認関係

- 1 任命権者は、北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第2条の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、自己啓発等休業の請求に係る期間について、当該請求をした職員の業務の内容及び業務量、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任又は配置換、非常勤職員の採用等当該請求をした職員の業務を処理するための措置の可否等を総合して行うものとする。
- 2 条例第2条の「職員の勤務成績」とは、自己啓発等休業を請求した職員の人事評価記録その他当該職員の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づくものをいう。
- 3 条例第2条の「その他の事情」には、自己啓発等休業を請求した職員の育成であって、長期的な人事管理を踏まえ、執務を通じて行われているものへの当該自己啓発等休業の影響がある場合、例えば、他の期間において代替性のない研修等であり、当該研修等に参加しなければ職務に著しい支障があるものに参加できない場合や、繰り返し自己啓発等休業をすることにより復帰後の職務遂行が困難となる場合などが含まれるものとする。

- 4 条例第5条第1号の「独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動」とは、いわゆる「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「日系社会青年ボランティア」及び「日系社会シニア・ボランティア」として従事する活動並びに国連ボランティア計画が日本国政府を通じ派遣を要請し、これに基づき独立行政法人国際協力機構から推薦され従事する活動をいう。

第2 自己啓発等休業の承認の申請関係

- 1 条例第6条の「自己啓発等休業をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいう。
- 2 任命権者は、条例第6条又は第7条第1項の規定による申請があった場合には、速やかにその承認の可否を当該申請をした職員に通知するものとする。

第3 自己啓発等休業の承認の取消関係

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第5項の「大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと」には、自己啓発等休業の期間の満了前に当該自己啓発等休業をしている職員が在学している課程を修めて卒業し、又は修了したことが含まれるものとする。

第4 任命権者への報告等関係

- 1 条例第9条第1項第2号の「欠席している場合」又は「一部を行っていない場合」には、授業を欠席している期間又は奉仕活動の一部を行っていない期間が1月につき14日以内の場合を含まないものとする。

（総務審査課総務審査グループ）